

監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年3月31日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

令和6年度随時監査（工事監査）結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項第1項及び第5項により、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、結果を下記のとおり報告します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項による随時監査（工事監査）

2 執行期間

令和6年12月4日（水）～令和7年2月25日（火）

【監査実施日 令和7年1月21日（火）】

3 対象工事及び担当部局

① 工事名 小川内水排除施設整備工事（その3）

工事期間 令和6年7月26日～令和7年3月25日

契約金額 75,108,000円（消費税相当額を含む）

担当部局 建設部建設課

② 工事名 清水団地15号地改築工事

工事期間 令和6年7月2日～令和7年3月31日

契約金額 75,691,000円（消費税相当額を含む）

担当部局 建設部施設整備課

4 工事技術調査方法

対象工事について、「協同組合 総合技術士連合」と工事技術調査業務契約に基づき技術士の派遣を得て、工事設計図書及びその他工事関係書類を審査するとともに、施工状況について工事技術調査を実施した。

工事技術調査の実施については、あらかじめ担当課から資料の提出を求め、調査日当日は関係職員から説明を求めるとともに、設計図書等の書類調査及び現場施工状況調査を行った。

5 工事技術調査結果

対象工事については、施工計画に基づき、概ね適正かつ効率的に執行されている。

監査の所見に基づいて、今後とも、安全管理に細心の注意を払うとともに、適正な施工管理に努められたい。

また、対象工事による技術士の調査結果は別添のとおりである。